

◎新潟県告示第762号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年6月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
新潟市北区の工業系用途地域	新潟市北区太郎代の一部 新潟市北区島見町の一部 新潟市北区白勢町の一部 新潟市北区太夫浜の一部 新潟市北区松浜町の一部 新潟市北区松浜8丁目の一部 新潟市北区西名目所の一部 新潟市北区新崎の一部 新潟市北区すみれ野2丁目の一部 新潟市北区すみれ野3丁目の一部 新潟市北区すみれ野4丁目の全部 新潟市北区太田の一部 新潟市北区葛塚の一部 新潟市北区下大谷内の一部 新潟市北区笹山の一部 新潟市北区浜浦の一部 新潟市北区笹山東の一部 新潟市北区横土居の一部	平成29年6月7日